

ご提示いただく本人確認書類

ご本人（法人の場合は代表者本人）又は代理人本人であることを確認させていただく本人確認書類（原本）は、次のとおりとなります。

なお、本人確認書類の種類により、1点の提示で足りるものと2点の提示が必要なものに分かりますのでご注意ください。

また本人確認書類原本の写し（コピー）は無効となります。

1点の提示で足りるもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード（個人番号カード） ・運転免許証または、運転経歴証明書 ・住民基本台帳カード（顔写真付き） ・旅券（パスポート） ・在留カードまたは、特別永住者証明書 ・司法書士証 ・税理士証票 ・行政書士証票 ・補助者証（顔写真付き） 	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引士証 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・教習資格認定証 ・船員手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・戦傷病者手帳 <p>※その他、国または地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真付き）</p>
2点の提示が必要なもの ※①2点、もしくは①1点と②1点（②2点は不可）	
①	②
<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳カード（顔写真なし） ・資格確認書 または有効期限内の健康保険被保険者証 ・船員保険、または介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳（令和4年3月31日以前交付） ・基礎年金番号通知書 ・国民年金、厚生年金保険、 または船員保険の年金証書 ・共済年金または恩給の証書 <p>※その他、国または地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真なし）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証、法人が発行した身分証明書（顔写真付き） ・従業員証 ・キャッシュカード ・クレジットカード ・診察券 ・預金通帳 ・各種会員証 <p style="text-align: center;">など</p>

（注）・有効期限のある本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。

・①②の本人確認書類は、氏名及び生年月日又は住所が記載されたものに限ります。

※皆様の大切な情報を証明するものですから、本人確認等を厳格に行わせていただいておりますので、ご理解とご協力をお願いします。